

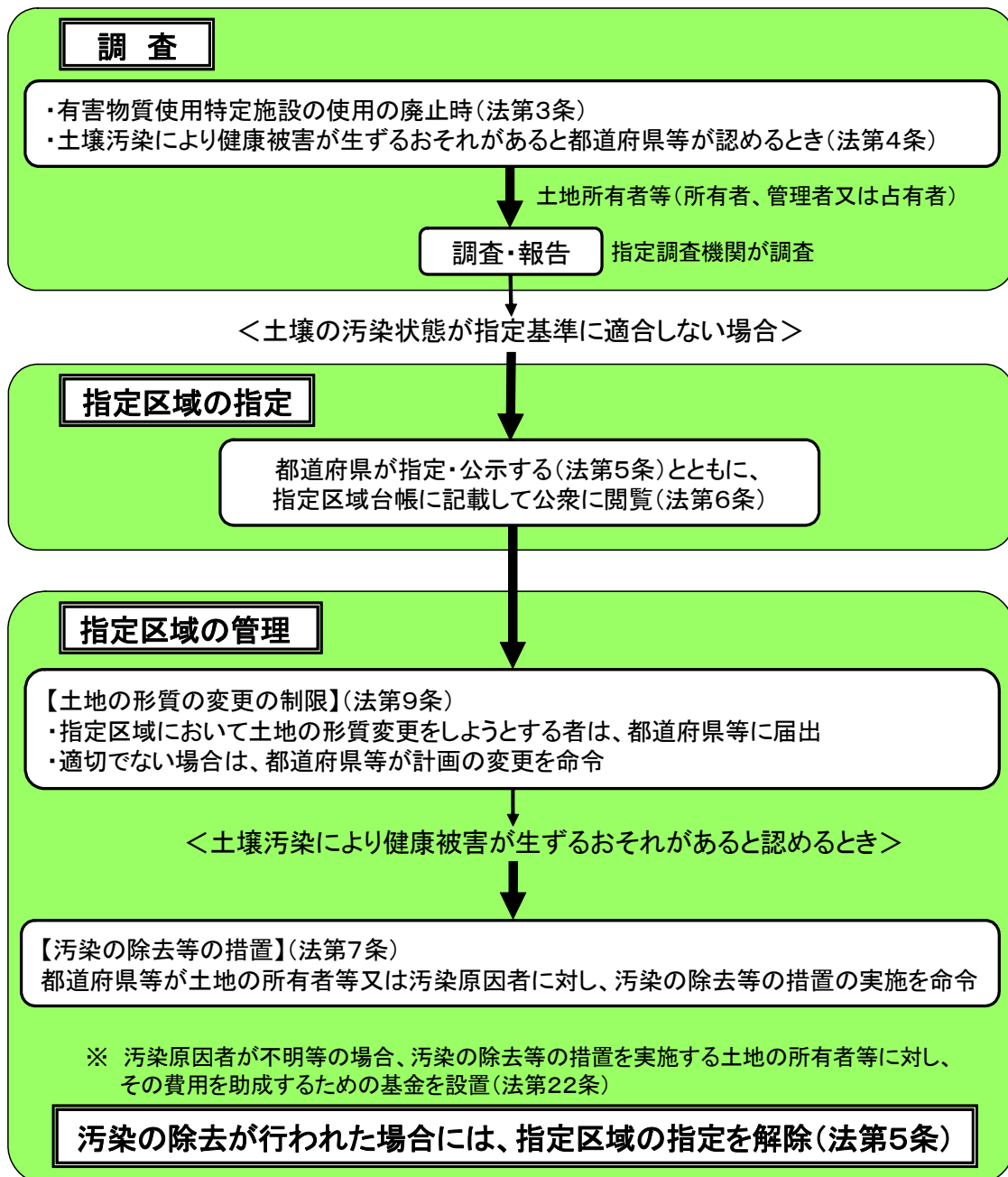
土壤汚染対策法（平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号）

土壤汚染対策法の概要は、下図のとおり。

土壤汚染対策法の概要

- 目的 土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。

- 仕組み



(1) 特定有害物質

土壤汚染対策法の対象となる特定有害物質（第2条）は、それが土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生じるおそれがあるものであり、

- i) 特定有害物質が含まれる汚染土壤を直接摂取することによる人の健康へのリスク（直接摂取によるリスク）
 - ii) 特定有害物質が含まれる汚染土壤からの特定有害物質の溶出に起因する汚染地下水等の摂取による人の健康へのリスク（地下水等の摂取によるリスク）
- の2種類のリスクから選定されている。

「鉛及びその化合物」は特定有害物質の1つとして、直接摂取によるリスクに係る基準である「土壤含有量基準」、地下水等の摂取によるリスクに係る基準である「土壤溶出量基準」が定められており、これらの2つの基準値は、土壤汚染対策法に基づく「指定区域」の指定に係る基準（以下、指定基準）とされている。

また、土壤汚染対策法に基づく調査の際に、特定有害物質による地下水の汚染の有無を判断する基準である地下水基準（以下、地下水基準）が定められている。

これら、指定基準及び地下水基準について、表1-3に示している。

	指定基準		地下水基準
	土壤含有量基準	土壤溶出量基準	
鉛及びその化合物	土壤1kgにつき 150mg以下であること	検液1Lにつき 0.01mg以下であること	1Lにつき 0.01mg以下であること

表 鉛及びその化合物の指定基準及び地下水基準

(2) 土壤汚染対策法に基づく調査・対策の流れ

土地の所有者等は、

- i) 有害物質使用特定施設の使用を廃止した場合（第3条）、
- ii) 都道府県知事が、土壤汚染により人の健康被害が生ずるおそれがあると認め、調査・報告を命じた場合（第4条）、

のいずれかに該当する場合、土壤汚染状況調査の実施、調査結果の都道府県への報告義務を負う。

この場合の「有害物質使用特定施設」とは、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する特定施設であって、特定有害物質をその施設において製造、使用、処理するものと規定されている。本ガイドラインの対象としている射撃場は、ガイドライン作成時においては水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設に該当していないため、有害物質使用特定施設には該当しない。

また、ii) の調査・報告の命令（以下、調査命令）が行われるのは、

- ア) 土壌溶出量基準を超過する土壌汚染が明らかな土地で、その土壌汚染が原因で現に地下水基準を超過する地下水の水質汚濁が生じ、または生じることが確実であると認められ、かつ、その土地やその周辺の土地に飲用井戸等がある場合
- イ) 土壌溶出量基準を超過する土壌汚染のおそれがある土地で、その土壌汚染が原因で現に地下水基準を超過する地下水の水質汚濁が生じていると認められ、かつ、その土地やその周辺の土地に飲用井戸等がある場合
- ウ) 土壌含有量基準を超過する土壌汚染が明らか、またはそのおそれがあると認められる土地で、かつ、その土地に人が立ち入ることができる（工場又は事業場の敷地のうち、当該工場又は事業場に係る事業に従事する人やその他の関係者以外の者が立ち入ることができない土地を除く）場合

のいずれかに該当する場合とされている。

この場合、「その周辺の土地」とは、「地下水の流動の状況等からみて、地下水汚染（地下水から検出された特定有害物質が地下水基準に適合しないものであること）が生じているとすれば地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域」とされている。また、「飲用井戸等」とは、具体的には、土壌汚染対策法施行規則（平成14年12月26日環境省令第29号）第17条の第1号から第4号に規定する地点のことである（以下、本ガイドライン内で記述される「飲用井戸等」についても同様の定義とする）。

土壌汚染状況調査の結果、土壌汚染状態が指定基準に適合しない土地については、その区域が都道府県知事により指定区域として指定される。なお、汚染の除去により指定の事由がなくなると都道府県知事が認められた場合には、指定区域の指定が解除される。

指定区域内の土地での土壌汚染により、人の健康被害が生じ、または生じるおそれがあり、汚染の除去等の措置が講じられている土地でないと都道府県知事が認めた場合は、汚染の除去、拡散の防止、その他必要な措置を命ずることがある（第7条、以下措置命令）。この場合、「人の健康被害が生じ、または生じるおそれがある」とは、

- ア) 土壌溶出量基準を超過する土壌汚染がある土地では、その土地やその周辺の土地に飲用井戸等がある場合
- イ) 土壌含有量基準を超過する土壌汚染がある土地では、その土地に人が立ち入ることができる（工場又は事業場の敷地のうち、当該工場又は事業場に係る事業に従事する人やその他の関係者以外の者が立ち入ることができない土地を除く）場合

のいずれかに該当する場合とされている。この場合の「その周辺の土地」は、調査命令の場合と同様の範囲の区域が該当する。

なお、上記調査命令や、措置命令の違反に対しては罰則が科せられる。